

文教大学外国人留学生別科規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学学則第4条3項に基づき、文教大学外国人留学生別科（以下「別科」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 別科は、文教大学（以下「本学」という。）又は他の大学に入学を志望する外国人に対し、大学教育を受けるに必要な日本語・日本事情等を教育し、あわせて、必要な科目の教育を行う。

2 別科は、本学大学院又は他の大学院に入学を希望する外国人に対し、大学院教育を受けるに必要な日本語・日本事情等を教育し、あわせて、必要な科目の教育を行う。

3 別科は、前2項のほか、次の事項を実施する。

(1) 本学が受け入れた外国人留学生（交換留学生等を含む）に対する、日本語・日本事情等の教育

(2) 文学部日本語教員養成コースの実習受け入れを含む授業支援

(3) その他、本学の日本語教育や国際交流に関わる事項

(入学定員及び修業年限)

第3条 別科の入学定員は、40名とする。

2 別科の修業年限は、1年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上、必要と認められる理由がある場合、出席日数、成績その他の事情を審査のうえ、1年間を上限として修業年限の延長を認めることがある。

第2章 組織

(別科長)

第4条 別科に別科長1名を置く。

2 別科長は、別科を代表し、別科の業務を統括する。

3 別科長は、本学教員の中から、大学審議会の議を経て、学長が任命する。

4 別科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 本学は、第2条の目的を達成するために必要な教員を置く。

2 前項の教員は、併任又は兼担の本学専任教員（以下、それぞれ「併任教員」、「兼担教員」という。）及び兼任講師とする。

(併任教員)

第6条 別科に若干名の併任教員を置く。

2 併任教員は、本学教員の中から学長が任命する。

(別科教務主任)

第7条 別科に別科教務主任（以下「教務主任」という。）1名を置く。

2 教務主任は、別科長を補佐し、別科長に事故あるときは別科長の業務を代行する。

3 教務主任は、併任教員の中から、別科長の推薦により、学長が任命する。

4 教務主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

(別科会)

第8条 別科に別科会を置く。

2 別科会は、別科の運営に関して次の事項を審議する。

- (1) 別科の運営に関する重要事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、修了、休学、退学及び除籍に関する事項
- (4) 学習指導及び試験に関する事項
- (5) 学生の進路指導に関する事項
- (6) 学生の厚生・補導に関する事項
- (7) その他の必要な事項

3 別科会は、次の者で構成する。

- (1) 別科長
- (2) 教務主任
- (3) 併任教員

4 別科会の議長は、別科長が当たる。

第3章 学期及び休業日

(学期及び休業日)

第9条 別科の学期及び休業日は、大学審議会において年度ごとに定める文教大学外国人留学生別科行事予定による。

第4章 教育課程

(授業科目及び単位)

第10条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位の認定)

第11条 授業科目の単位認定は、試験によって行う。ただし、必要により、他の方法によることができる。

2 試験は、学期末に行う。

3 単位認定の基本条件は、授業及び別科行事の5分の4以上の出席とする。

4 疾病その他特別な事情により、試験が受験できなかった者には、追試験を行うことがある。

(授業科目の評価)

第12条 授業科目の評価は、本学学則第20条及び単位修得認定規程第3条の規定による。

第5章 修了

(修了認定)

第13条 別科に1年以上在学し、38単位以上を修得した者には、別科会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了と認定された者に修了証書を授与する。

第6章 入学、退学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 別科に入学できる者については、本学学則第24条を準用する。

(入学の出願)

第16条 別科に入学を志願する者は、別科所定の入学願書その他必要な書類に入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(入学の選考及び入学の手続き)

第17条 入学の選考及び入学の手続きについては、別に定める。

(退学)

第18条 退学については、本学学則第28条による。

(休学)

第19条 休学については、本学学則第29条、第31条及び第32条による。

2 休学の期間は、その学期内とする。ただし、願出により通算1年間(2学期)を限度として休学することができる。

第20条 除籍については、本学学則第38条による。

第7章 学納金

(学納金)

第21条 別科の学納金は、別に定めるとおりとし、指定の期日までに納付しなければ(既納の学納金)

第22条 いったん納付された学納金は、休学の場合を除き、返付しない。

第8章 雑則

(改廃)

第23条 この規定の改廃は、別科会及び大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、文教大学言語文化研究所日本語研修課程は廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

授 業 科 目	単 位	履修方法			備 考
		必修	選択必修	選択	
日本事情Ⅰ	2	2			
日本事情Ⅱ	2	2			
留學生活Ⅰ	2	2			
留學生活Ⅱ	2	2			
口頭表現ⅠA	1		1		
口頭表現ⅡA	1		1		
口頭表現ⅠB	1		1		
口頭表現ⅡB	1		1		
口頭表現ⅠC	1		1		
口頭表現ⅡC	1		1		
口頭表現ⅠD	1		1		
口頭表現ⅡD	1		1		
文章表現ⅠA	1		1		
文章表現ⅡA	1		1		
文章表現ⅠB	1		1		
文章表現ⅡB	1		1		
文章表現ⅠC	1		1		
文章表現ⅡC	1		1		
文章表現ⅠD	1		1		
文章表現ⅡD	1		1		
精読ⅠA	4		4		
精読ⅡA	4		4		
精読ⅠB	4		4		
精読ⅡB	4		4		
精読ⅠC	4		4		
精読ⅡC	4		4		
精読ⅠD	4		4		
精読ⅡD	4		4		
応用日本語ⅠA	4		4		
応用日本語ⅡA	4		4		
応用日本語ⅠB	4		4		
応用日本語ⅡB	4		4		
応用日本語ⅠC	4		4		
応用日本語ⅡC	4		4		
応用日本語ⅠD	4		4		
応用日本語ⅡD	4		4		
総合日本語ⅠA	1		1		
総合日本語ⅡA	1		1		

総合日本語 I B	1		1		
総合日本語 II B	1		1		
総合日本語 I C	1		1		
総合日本語 II C	1		1		
総合日本語 I D	1		1		
総合日本語 II D	1		1		
漢字 I	1			1	
漢字 II	1			1	
日本文化演習	2			2	
アカデミック・ジャパニーズ演習	2			2	
地理・歴史	2			2	
現代社会	2			2	
英語 I	1			1	
英語 II	1			1	
日本語演習 I	1			1	
日本語演習 II	1			1	
日本語演習 III	1			1	
日本語演習 IV	1			1	